

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三七九
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があつた件 三七九
- 漁業の許可又は起業の認可の申請の期間を定める件 三六三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三六三
- 道路の区域を変更するため当該通知の内容を掲示した件 三六三
- 道路の供用を開始する件 三六三
- 落札者を決定した件 三六四

告 示

福島県告示第四百八十七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十九年七月一日救急病院として認定した。
 平成二十九年七月四日

名称	所在地	福島県知事	内 堀 雅 雄
医療法人社団茶畑会 相馬中 央病院	相馬市沖ノ内三一五一―八	認定有効期限	平成三二年六月三〇日

（地域医療課）

福島県告示第四百八十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一〇一号）第十八条第一項

の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十九年七月四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地		認可申請年月日
氏名又は名称	住所又は所在地	土地		
佐藤 富二	福島市飯坂町平野字 竈内前一〇―二	福島市大笹生字五郎内一八ほか二筆	同	平成二十九年六月九日
佐藤 榮三	伊達郡桑折町大字下郡字 館西一二	伊達郡桑折町大字下郡字 街道南一七ほか九筆	同	同
樺園芸 株式会社	郡山市田村町川曲字 牛骨五〇	郡山市中田町赤沼字中井田三〇二―一ほか八筆	同	同
株式会社 J A あぐりサポ― トいしかわ	石川郡石川町字当町 一〇九―八	石川郡石川町大字沢井字 十三塚五〇ほか十筆	同	同
遠藤 弘人	白河市東下野出島字 坂口三二一	白河市東下野出島字新坂 本八六	同	同
菊地 利春	白河市東下野出島字 坂口三二二	白河市東下野出島字新坂 本四八―二ほか二十筆	同	同
佐久間 義浩	白河市東下野出島字 石舟八四	白河市東下野出島字新坂 本二三ほか一筆	同	同
佐久間 三郎	白河市東下野出島字 髪内一九一	白河市東下野出島字新坂 本一ほか六筆	同	同
佐久間 正己	白河市東下野出島字 坂本一八	白河市東下野出島字新坂 本六八ほか七筆	同	同
小川 光生	白河市東下野出島字	白河市東下野出島字新坂	同	同

神 信子	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白津四三七三	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字上二五ほか二筆	同	日
佐藤 幸成	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字若宮四〇	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字上七ほか十二筆	同	日
二瓶 芳雄	耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字 金田字新前浜三一ほか七筆	同	日
農事組合法人 釜井ファミ リーファーム	耶麻郡猪苗代町大字 長田字釜井三二三	耶麻郡猪苗代町大字 長田字西一七一ほか九十 六筆	同	日
古川 孝一	耶麻郡猪苗代町大字 蚕養字小水沢甲二七 一二	耶麻郡猪苗代町大字 蚕養字二八二ほか三筆	同	日
本多 武	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字堤一一一五	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字堰下一七ほか六筆	同	日
六角 好光	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字宮ノ前一三九 五	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字山瀉北三九	同	日
グリーン・リ ー株式会社	南相馬市原町区上太 田字内堀子一二二	南相馬市原町区上太田字 内堀子三一六ほか六十九 筆	同	日
根本 俊男	いわき市平赤井字窪 田一八	いわき市平赤井字一の町 四六一四ほか八筆	同	日
羽賀 義直	いわき市平赤井字御 代内七	いわき市平赤井字三の町 六一一ほか一筆	同	日
細谷 弘幸	いわき市平赤井字常 住一四一〇	いわき市平赤井字三の町 一八ほか四十八筆	同	日

藁谷 昭夫	いわき市三和町渡戸 字宿四五一一	いわき市平赤井字三の町 一六一一ほか九筆	同	日
和田 正人	いわき市四倉町長友 字済戸七三	いわき市平赤井字一の町 三ほか二十三筆	同	日
三本松 喜良	石川郡平田村大字下 蓬田字関根一一〇	いわき市三和町下市萱字 片岸三二九ほか二十五筆	同	日
大平 隆雄	いわき市小川町塩田 字塩沢一七	いわき市平上平窪字富岡 一〇八ほか二筆	同	日
鈴木 忠夫	いわき市平下神谷字 沢帯六二	いわき市平下神谷字北大 坂五四ほか十五筆	同	日
株式会社 グ リーンカル チャー	南会津郡南会津町和 泉田字十ヶ島四一	南会津郡南会津町和泉田 字欠間二一ほか二筆	同	日
五十嵐 公良	南会津郡南会津町和 泉田字福田二〇四〇一	南会津郡南会津町和泉田 字根岸浦七ほか一筆	同	日
坂内 伸二	南会津郡南会津町和 泉田字稲場五五六八一	南会津郡南会津町和泉田 字森戸二八	同	日
萩原 昌明	南会津郡南会津町山 口字北原三〇二二一	南会津郡南会津町山口一 時利用地九ほか二筆	同	日
月田 昌一	南会津郡南会津町山 口字台二七三七	南会津郡南会津町山口一 時利用地一三ほか一筆	同	日
土橋 克由	南会津郡南会津町木 伏字西居平一〇五一	南会津郡南会津町木伏字 壇ノ下七	同	日
星 良幸	南会津郡南会津町青 柳字上八田四五三	南会津郡南会津町大新田 字鶴ノ瀬二二	同	日

福島県告示第四百八十九号

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第八条第二項（第二十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業（手練第一種漁業に該当する機船手練網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に該当する板びき網漁業に限る。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。
平成二十九年七月四日

平成二十九年七月十四日から同年八月七日まで

福島県知事 内堀雅雄

（農業担い手課）

福島県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小滝栄作 清野信一 清野忠八 小滝ヤマ 清野幸栄 長谷川健 長谷川健 清野六郎 清野兼松 小滝留八 斉藤秀太郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十八年福島県告示第六百五十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に於いて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	石川郡石川町字白石二 一 二番地先から 同 郡同 町字松木下 二 一番地先まで	変更前 変更後	一一・二 三六・六 一一・二 二九・六	三四三・九 三四三・九

（道路計画課）

福島県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道本宮 熱海線	郡山市熱海町安子島字 馬場一 二番地先から 同 市熱海町安子島字 五の神六五番地先まで	変更前 変更後	八・〇 一八・四 九・〇 四五・九	一九八・〇 一九八・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長

路線名	区 間	変更後 の 変 更 別	(メートル)	(メートル)
県道豊間 四倉線	いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から	変更前	A 八・二〇 二一・七	一、二四四・七
	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番四地 先まで			
	いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から	変更後	A 八・二〇 二一・七	一、二四四・七
	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番四地 先まで			
	いわき市四倉町下仁井 田字須賀迎三〇番一 地先から		B 九・九〇 一〇五・七	一、一八六・二
	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番四地 先まで			
	いわき市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先から		C 六・五〇 六・五	二五四・七
	同 市四倉町上仁井 田字東山一三四番七地 先まで			

(道路計画課)

福島県告示第四百九十四号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県相双建設事務所平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更後 の 変 更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	相馬市大字山上字山岸 二一番四地先から	変更前	A 一〇・三〇 三七・六	六、六一八・〇
	同 市大字山上字小田 原一四番地先まで			
	相馬市大字山上字山岸 三七番三地先から	変更後	B 一二・八〇 一一〇・六	六、七二九・〇
	同 市大字山上字小田 原一四番地先まで			
	相馬市大字山上字山岸 二一番四地先から	変更後	A 一〇・三〇 三七・六	六、六一八・〇
	同 市大字山上字小田 原一四番地先まで			
	相馬市大字山上字山岸 三七番三地先から		B 一二・八〇 一一三・五	六、七二九・〇
	同 市大字山上字小田 原一四番地先まで			

(道路計画課)

福島県告示第四百九十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 設事務所平成二十九年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一八号	石川郡石川町字白石二二番二地 先から	平成二十九年七月七日
	同 郡同 町字松木下二二番地先 まで	

公
告

(道路計画課)

公告第156号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年 7月 4日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用高速ロータリ除雪車（600PS級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年 6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
82,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年 5月 2日

(入札用度課)